

令和3年度内閣府本府におけるEBPMの取組方針

令和3年5月12日
内閣府本府EBPM推進チーム決定

令和3年度内閣府本府におけるEBPMの取組は、以下の通りとする。なお、打合せ等は、オンライン開催を検討する等感染症対策に取り組むものとする。

(予算要求におけるEBPMの取組)

- 1 令和4年度新規予算要求事業(補正予算を含み人件費等を除く。)及び行政事業レビュー外部有識者による公開の場での点検(公開プロセス)の対象となる事業について、その事業の性質上、内閣府本府EBPM推進チーム(以下「推進チーム」という。)においてEBPMになじまないもの等としたものを除き、次に掲げる取組を実施する。
 - (1) 各部局は、EBPM推進室(以下「推進室」という。)の協力を得て、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示す「ロジックモデル」(別紙)を作成する。
 - (2) 各部局は、「ロジックモデル」の作成に当たり、活動の実績がもたらす状況の変化、人の行動変容、その他成果をアウトカムとして設定し、併せて、何をもってアウトカムを定量的に測るのか(例:事業の実施前及び実施後のアンケート調査結果)を記載する。
 - (3) 推進室は、各部局が作成した「ロジックモデル」を取りまとめて、速やかに公表する。
 - (4) 各部局は、アウトカムを定量的に測ることが困難な場合には、代替となる事項をもってアウトカムを測ること及びその相当な理由を推進チームに説明し、これらを「ロジックモデル」に記載する。
 - (5) 各部局は、事業を実施する場合には、「ロジックモデル」をさらに精査した上で、効果の検証を行う。効果の検証結果については、推進室に報告する。推進室は、各部局の検証結果を取りまとめて、公表する。
 - (6) 各部局は、事業の実施内容を見直す場合又は継続して予算要求する場合には、効果の検証結果を踏まえて行う。
- 2 令和元年度および令和2年度における実例報告対象事業について、効果の検証を行う。

(政策評価におけるEBPMの取組)

- 3 令和3年度において、政策評価体系に基づく政策に係る事後評価の対象となる施策のうち可能なものについて、事前分析表の作成の前に、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成し、課題設定・目標設定、施策と事務事業との対応、効果の測定手法等を整理する。
- 4 令和3年度に実施する規制の政策評価について、費用や効果の把握・分析をより定量的に行うなど、客観的な評価に努める。

(税制改正における EBPM の取組)

- 5 当年度末に期限を迎える租税特別措置等のうち、税制改正プロセスを円滑に進める観点から企画調整課が特に指定する措置について、各部局は有識者による検証も含めあらかじめ効果の検証を適切に行い、その検証結果を踏まえて、税制改正要望を行う。

(人材育成等における EBPM の取組)

- 6 EBPM 入門、EBPM 実践セミナーなどの研修を開催し、参加推奨するとともに、国内外の大学・研究機関との交流を通じて、人材育成の取組を図る。また、人事評価において、EBPM 推進に係る取組を勘案するよう周知を行う。